

教育長	部 長	次 長	課 長	副課長	課長補佐	係 長	係 員		学校長

学 校 施 設 使 用 許 可 願

令和 年 月 日

岩出市教育委員会 様

使用団体名												
利 用 人 数					指 導 員 数							
責任者氏名						電 話 番 号						
住 所												
使 用 日 時 (月分)	日	:	~	:	日	:	~	:	日	:	~	:
	日	:	~	:	日	:	~	:	日	:	~	:
	日	:	~	:	日	:	~	:	日	:	~	:
使 用 場 所	小学校					屋外運動場						
	中学校					体育館 ・ 柔剣道場 ・ 卓球場						
	教室等（教室数 ）											
使 用 目 的	練習等 ／ 大会・行事											
付 属 設 備 備品その他												
使 用 料	有 料						無 料					
	円											
備 考							使用回数		回			

学 校 施 設 使 用 許 可 書

使用団体名					責任者氏名							
住 所												
使 用 日 時 (月 分)	日	:	～	:	日	:	～	:	日	:	～	:
	日	:	～	:	日	:	～	:	日	:	～	:
	日	:	～	:	日	:	～	:	日	:	～	:
使 用 場 所	小学校				屋外運動場							
	中学校				体育館 ・ 柔剣道場 ・ 卓球場 教室等 (教室数)							
使 用 目 的	練習等 / 大会・行事											
使 用 料	有 料						無 料					
備 考												

備考事項を厳守することを条件に上記のとおり許可します。

なお、守れない場合は使用を停止することがあります。

令和 年 月 日

岩出市教育委員会

- 備考
1. 運動場に自動車、単車、自転車等一切乗り入れないこと。
 2. 運動場を汚さないこと。
 3. 使用後は使用前と同じ状態にしておくこと。
 4. 周辺の住宅に迷惑をかけないこと。
 5. 使用者は、施設内の器物・設備をき損又は滅失したときは、これを原状に復し、又は、教育委員会の定める損害額を賠償しなければならない。
 6. 学校及び教育委員会は、施設の使用中に生じた傷害、疾病、盗難、紛失等についてはその責任を負わない。

* 学校、市又は教育委員会の行事により、許可を取り消すこともありますので、あらかじめご了承下さい。